

いばらき子ども読書活動推進計画

第三次推進計画

平成27年3月

茨城県教育委員会

目 次

第1章 本計画の改定にあたって

- 1 改定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第二次推進計画に基づいたおもな取組と課題・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 家庭における取組と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 地域における取組と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 学校における取組と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 図書館法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 新学習指導要領の全面实施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大・・・・・・・・・・ 6
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 基本の方針

- 1 読書活動を支える環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 県立図書館と市町村立図書館等の連携・・・・・・・・・・ 8
- 3 学校における読書活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 9
- 2 地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 9
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 12
- 4 図書館間協力等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 啓発・広報等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 数値目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 県の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 市町村の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 民間団体との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 財政上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

<資料編>

1	参考データ	20
2	いばらき子ども読書活動推進会議設置要項	22
3	茨城県内「子ども読書活動推進計画」「ブックスタート」状況一覧	23
4	全国における「市町村子ども読書活動推進計画」策定状況	24
5	施設一覧	
(1)	公立図書館一覧	27
(2)	公民館図書室一覧	29
(3)	児童館一覧	30
6	関係法令	
(1)	子どもの読書活動の推進に関する法律	32
(2)	文字・活字文化振興法	34
(3)	学校図書館法	37
(4)	学校図書館法の一部を改正する法律	41

第1章 本計画の改定にあたって

1 改訂の目的

急速な情報通信技術の進展やグローバル化など、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しております。そのような中、国においても、「日本再興戦略」「世界最先端 IT 国家創造宣言」「第2期教育振興基本計画」が閣議決定され、ICT の活用による新たな学びを推進することが示されたところです。このことは、21 世紀を生き抜く子供たちには重要な学びのひとつであると言えます。

一方で、携帯電話や携帯型ゲーム機の普及などが子どもたちの読書の機会の減少に少なからずとも影響を与えているとともに、活字離れなどの懸念状況が広がっているとも言えます。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究（平成 25 年 2 月国立青少年教育振興機構）」では、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高いという結果が出ています。

また、国から静岡大学が委託された「読書活動と学力・学習状況調査の関係に関する調査研究」では、読書と学力には相関性があり、学力アップの土台をつくるためには、勉強のみではなく読書も重要な要素となることが示されています。

国においては、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、平成 14 年には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下（国の第一次基本計画）という。）が策定されました。これを受けて、本県においても、平成 15 年に「いばらき子ども読書活動推進計画」（以下「第一次推進計画」という。）が策定され、平成 22 年には、第一次推進計画を改定した、第二次推進計画を策定しました。大きな柱としては、

- ①読書活動に対する保護者への理解の促進
- ②子どもの読書環境の整備・充実
- ③学校における読書指導の充実

を基本方針として、社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

今回、国の第二次基本計画が平成 25 年 5 月に改訂されたことを受け、本県のこれまでの 5 年間の成果や課題、子どもたちを取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、第三次推進計画を策定し、さらに子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

2 第二次推進計画に基づいたおもな取組と課題

(1) 家庭における取組と課題

<取組>

- ・市町村自治体が行う0歳児健診などの機会に、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックをプレゼントするブックスタート運動¹が普及し、家庭における読書活動の推進が図られています。
- ・県が作成する家庭教育支援資料の充実が図られています。

<課題>

- ・保護者の読書活動への意識格差の是正と読書活動の実践を促す必要があります。
- ・家庭教育支援資料のさらなる有効活用と家庭における読書活動の推進をさらに進めて行く必要があります。

(2) 地域における取組と課題

【公立図書館等】

① 県全体の子どもの読書活動の推進拠点

<取組>

- ・新刊児童図書の購入や児童図書研究書の収集に努めました。
- ・来館する子どもや保護者に対し、図書の提供や読み聞かせ、本の紹介等の直接サービスを行いました。
- ・市町村立図書館等の司書、司書教諭、学校図書館担当事務職員（学校司書）やボランティア等を対象に読み聞かせやストーリーテリング²、ブックトーク³、優れた本の選択等の技術向上を目指す研修を実施しました。
- ・県民を対象に講演会や講座を実施しました。
- ・読書関係団体と連携し、読書へのきっかけづくりなどの読書活動を推進する取組を支援しました。
- ・レファレンスサービスの充実（県内図書館に寄せられたレファレンス事例を「レファレンスデータベース」で公開）を図りました。
- ・公民館図書室や小学校、幼稚園、保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやおはなし会等を実施しました。
- ・保健所・保健センターで実施される乳幼児健康診断の際に司書によるブックスタートがほぼ定着しました。

¹ ブックスタート運動：赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てる役に立てようという運動。0歳児健診の時などに市区町村自治体が絵本を配布する。1992年に英国で始まった。

² ストーリーテリング：語り手が物語を暗記し、本を見ずに子どもに聞かせるもので、子どもは頭の中でいろいろな場面を想像しながら聞くことができる。

³ ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が沸くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

- ・県立図書館と市町村立図書館等の連携による学校図書館支援の充実を図りました。

平成 24 年度より小・中学校を対象に「学校図書館支援事業」を立ち上げ、市町村立図書館が独自で実施している学校図書館支援とは別に、モデル校に対して学校図書館の環境整備や運営面のアドバイスなどを市町村立図書館等とともにを行い、学校図書館の活性化を図ってきました。

<課 題>

- ・子どもを対象に、日本語の美しさを体感しながら、言葉に対する興味や関心を高め、読む力を育てる活動に取り組む必要があります。
- ・図書館職員が学校を訪問したり、あるいは児童生徒が図書館を訪問したりして、読み聞かせや、ストーリーテリング、ブックトーク等の取り組みを行う必要があります。
- ・市町村立図書館等の学校図書館支援に対して県立図書館は、環境整備や運営面のアドバイスなど、今後も継続的な支援を進めていく必要があります。

【民間団体等】

<取 組>

- ・県立図書館は、民間団体の支援を担当する市町村立図書館等司書に研修を実施し、市町村での子どもの読書活動の活性化を推進してきました。
- ・家庭・読書ボランティア団体等との情報交換を行い、活動の情報発信を支援・推進してきました。
- ・市町村立図書館等とともに、民間団体及び関係機関の連携・協力、情報交換及び環境づくりの充実が図られました。

<課 題>

- ・学校等で読み聞かせをするボランティアのために、読み聞かせに関する情報をホームページ上で紹介していく必要があります。
- ・県内の企業等と連携・協力を図り、子どもの読書活動推進を進めていくことが重要です。

(3) 学校における取組・成果と課題

【幼稚園・保育所等】

① 読書の楽しさとの出会いのための工夫

<取 組>

- ・幼稚園・保育所等と小学校との交流の一環として、また、中学校・高等学校における技術・家庭科、家庭科等の授業の一環として、多くの幼稚園や保育所等で小・中・高校生による読み聞かせが行われています。

<課 題>

- ・読み聞かせの工夫や絵本の選定についての情報提供を進めていく必要があります。
- ・読み聞かせボランティアの導入等、地域人材の活用を進めていく必要があります。

② 読書を日常的なものにする工夫

<取組>

- ・各幼稚園・保育所等において、日常的に、読み聞かせ等の絵本等に触れる活動が実施されています。
- ・幼稚園教諭・保育士等対象の、絵本の読み聞かせに関する研修会を実施し、多くの参加者がありました。

<課題>

- ・保護者との一層の連携による、家庭での読み聞かせの充実を図る必要があります。

【小学校・中学校・高等学校等】

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

<取組>

- ・各学校で、全校一斉読書の時間を設けるなど、読書習慣の定着を図っています。
- ・各学校で、国語科をはじめ多くの教科等において学校図書館を活用した授業が実施されており、教科書教材と関連した読書が推進されています。
- ・各学校で、児童生徒の図書委員会活動等を生かした、おすすめの本の紹介や学校図書館の活用を促す取組が充実してきています。
- ・多くの小学校で、ボランティアを活用して読み聞かせやブックトーク等を実施し、読書への関心を高めています。

<課題>

- ・読書習慣の確立や読書指導についての学校間の取組の差を是正していく必要があります。

② 学校関係者の意識高揚

<取組>

- ・学校図書館研究部の活動や研修会等において、学校をあげた学校図書館の活用・読書指導の充実について優れた実践が紹介されています。
- ・司書教諭の資格取得を希望する教員を学校図書館司書教諭講習に派遣し、司書教諭を計画的に育成しています。

<課題>

- ・司書教諭や学校図書館担当者以外の教職員に対して、子どもの読書の重要性や学校図書館の活用に関する意識の高揚を図る必要があります。

③ 特別な教育的支援を必要とする子どもの読書活動の推進

<取組>

- ・特別支援学校における子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等を推進しています。

- ・視覚障害教育情報ネットワーク⁴を有効に活用しています。
- ・公立図書館の録音図書等を積極的に活用しています。

<課題>

- ・特別支援学校等では、障害の状態や程度に応じ、豊かな読書活動を体験できる視聴覚機器を活用した教育活動をさらに工夫する必要があります。

④ 「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」

<取組>

- ・各学校において取組が定着し、小学校4～6年生で年間50冊以上、中学生で年間30冊以上を読んだ児童生徒の割合が増加しています。
- ・平成24年度に、新たに教師向けリーフレットを作成し、特色ある取組を紹介するなどして、さらなる推進に努めています。

<課題>

- ・「みんなにすすめたい一冊の本」として紹介されている図書リストの更新が必要です。

⑤ 学校図書館の環境整備の充実

<取組>

- ・学校図書館図書標準を達成している学校の割合が増加しています。
- ・学校図書館の蔵書をデータベース化している学校や学校図書館に新聞を配備している学校の割合が増加しています。
- ・学校図書館支援事業やボランティアの活用により、環境が充実した学校図書館が増えていきます。

<課題>

- ・市町村・学校による取組状況の差を是正していく必要があります。

⑥ 学校司書の配置

<取組>

- ・小中学校に学校司書を配置している市町村が増加しています。

<課題>

- ・配置義務が法令で定められていないため、各学校間において配置状況に差があります。

⁴ 視覚障害教育情報ネットワーク：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運用するインターネット上のサイト。視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や視覚障害関連機関の情報交換を行う。

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第二次推進計画の策定からおおむね5年が経過し、子どもの読書活動を取り巻く情勢は変化しています。その中で、本計画の推進において留意すべき事項として次のようなものがあります。

(1) 図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が改正されました。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することが追加されたこと、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定が整備されたこと、司書及び司書補の資格要件の見直しが行われたこと、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定が整備されたこと等です。なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）が改正されました。その中で、子どもの読書活動に関しては、関係機関・団体と連携を図り、児童・青少年用図書整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携に努めることとされています。

(2) 新学習指導要領の全面实施

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、生きる力を育むことをめざし、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視しています。

このため、学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することが定められています。また、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることが定められています。

(3) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信技術の発達には、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。例えば、平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場しました。その後も電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要があります。

また、平成24年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信を行うことができるようになりました。

さらに、電子書籍にも「著作権」を認め、著作者と契約を結んだ出版社やネット事業者等が海賊版の差し止めを行えるようにする改正著作権法が成立し、平成 27 年 1 月に施行されました。このような法整備によって電子書籍の普及が促進されると思われます。

4 計画期間

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次基本計画）」を基本とするとともに、本県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、平成 27 年度からおおむね 5 年間で計画期間とします。

第2章 基本的方針

「ひとりひとりの能力を開発し 豊かな人間性をつちかう」「じょうぶな身体をつくり たくましい心を養う」「郷土を愛し 協力しあう心を育てる」という本県教育目標を達成する上で、読書活動は重要な取組の一つとすることができます。

また、読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが、東日本大震災の際、本や絵本が多くの子どもたちの心のよりどころになったことから改めて認識されています。

さらに、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、そのための環境づくりに積極的に努める必要があります。

このことから、国の基本的な計画を踏まえ、次の方針のもと、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

1 読書活動を支える環境の整備

- 子どもの自主的な読書活動の推進のため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、その他諸条件の整備・充実に努めます。

2 県立図書館と市町村立図書館等の連携

- 県立図書館は、市町村立図書館等に対して業務相談やモデルとなる事業を実施するなど、支援を行いながら県内図書館の中心的機能の役割を果たします。

3 学校における読書活動の充実

- 小学校・中学校においては、「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を推進するとともに、国語の授業と関連させた読書の取組や各教科等の学習活動を通じた読書活動を推進し、読書の質・量両面の充実に努めます。
- 高等学校においては、各教科や特別活動、総合的な学習の時間、進路指導等、様々な教育活動を通して読書活動を推進します。
- 特別支援学校においては、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等に努めます。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活の中で形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう保護者が配慮して子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たしていくことが重要です。

このようなことから、子どもの読書活動に対する興味・関心をそれぞれの家庭にあった方法で引き出せるよう、様々な機関が連携して啓発に努めます。

(2) 家庭における読書活動支援の具体的な取組

○読書活動への理解促進・情報提供

・親子を対象としたイベントや家庭教育に関する講座などさまざまな機会を捉えて、読書活動の重要性を啓発します。

○家庭教育支援資料の有効活用

・家庭教育の中でも、絵本や本の読み聞かせなどの読書活動は子どもの健全な成長に大変重要なものとして位置づけられます。乳児家庭全戸訪問や家庭教育学級など、様々な機会の中で、家庭教育支援資料を有効活用し、読書活動の啓発に努めます。

○ブックスタートや家読⁵の推進

・市町村と連携し、ブックスタート事業の拡充や家読を奨励し、親子がふれあう家庭での読み聞かせを推進します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

【公立図書館等】

(1) 子どもの読書活動推進における公立図書館及び公民館図書室の役割

県立図書館や市町村立図書館及び公民館図書室は、子どもにとって、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に手にとって選ぶことができ、読書の楽しみを知ることができる場です。

また、子どもが読書を通じて生きるために必要な想像力・思考力・言語能力等を養うとともに、生涯にわたって自分を成長させることのできる学びの場でもあります。

他方、保護者や読書活動を推進する団体・グループにとっては、子どもに与えたい本を

⁵ 家読：家庭読書の略語。家庭読書とは、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う活動である。茨城県内では、平成22年度に大子町で、「家読サミット」が開催されている。

選んだり、読書について相談したりすることができる場です。このように、公立図書館等には、児童へのサービスの充実を含めた地域における子どもの読書活動を推進する上で、重要な役割があります。

(2) 県立図書館の具体的な取組

① 読書に親しむ機会の提供

- 「子ども読書フェスティバル」等のイベント開催や講座の実施により、読書に親しむ機会を提供します。
- 児童資料閲覧室、児童図書研究室、おはなしの部屋等を活用し、来館する子どもや保護者に対し、図書の提供や読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等の直接サービスを行います。

② 図書資料、施設等の整備・充実

- 児童向け図書の充実を図るために、寄付金等を活用し、今後 10 年間発行される全ての優良児童図書を購入することにより、約 45,000 冊の蔵書の拡充を図ります。
- 県内に在住する外国人の子どもや小学校における外国語活動への取組等を踏まえ、外国語児童資料を可能な限り収集し、市町村立図書館等の支援や子どもへの直接サービスを行うとともに、外国語児童資料に関する利用案内やレファレンスサービスに努めます。
- 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書資料の収集・提供、子どもの成長・発達に合わせたサービス（児童、中・高生向けコーナーの設置等）の実施に努めます。

③ 子どもの読書活動を推進する人的環境の整備と資質の向上

- ボランティア活動を希望する県民を対象に、ボランティアの研修会等を実施しています。
- 保護者やボランティア等、子どもの読書活動にかかわる大人に対し、子どもの図書を紹介します。
- 市町村立図書館等の司書、司書教諭、学校図書館担当職員（学校司書やボランティア等）を対象に読み聞かせやブックトーク、優れた本の選択等の技術向上を目指す研修を実施します。

(3) 市町村立図書館・公民館図書室、学校、図書館ボランティア団体等との連携等の取組

① 図書館間等の連携・協力

- 公立図書館未設置の 7 市町村（平成 26 年 4 月 1 日現在）においては、図書資料の貸出しを含め環境整備等、積極的に支援します。

- 県立図書館は、児童資料関係の基本図書、参考図書等を整備するとともに、県内図書館に寄せられたレファレンス事例を「レファレンスデータベース」に収録して、インターネット上に公開し、レファレンスの充実を図ります。
 - 県立図書館は、県内の高等学校や特別支援学校等の図書館に対し、県立図書館資料の貸出しを行っています。
 - 市町村立図書館と様々な機関が、次のような連携・協力を推進します。
 - ・公民館図書室や小・中学校、幼稚園、保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやおはなし会等を実施します。
 - ・保健所・保健センターで実施される乳幼児健康診断等の際に、司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に伝えます。
 - ・関係機関が連携・協力して、ブックスタートなどを実施します。
 - 図書館職員が学校を訪問したり、あるいは児童生徒が図書館を訪問したりして、読み聞かせや、ブックトーク等の取り組みを行うように促します。
 - 市町村立図書館等の学校図書館支援に対して県立図書館は教育事務所等と連携し、継続的な支援を行います。
- ② 大学図書館や国際子ども図書館との連携・協力
- 県立図書館は、大学図書館と連携して、児童書関連資料などの相互貸借を進めるとともに、レファレンスの充実を図ります。また、市町村立図書館等と県内の大学図書館との連携・協力を支援します。
 - 県立図書館は、国際子ども図書館との間で、資料の収集・提供・保存、あるいは児童図書やサービスに関わる各種情報の収集・提供等の面で、幅広い連携・協力を図ります。また、市町村立図書館等や学校図書館においても、国際子ども図書館との連携・協力を推進します。
- ③ 児童館や保健センター、子育て支援センター、放課後児童クラブ等、子どもの居場所における子どもの読書活動の推進
- 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやブックトーク、本の紹介等の活動が推進されるよう市町村へ働きかけます。
 - 本の選び方や子どもの読書に関わるネットワークを広げるため、研修会などへの参加を呼びかけます。
- ④ 公民館における子どもの読書活動の推進
- 公民館で行われている先進的な事例を紹介するなど、公民館での子どもの読書活動の活性化に向けて、市町村に働きかけます。
 - 地域の人々による読み聞かせなどの読書活動が推進されるよう市町村へ働きかけます。

【民間団体等】

(1) 子どもの読書活動推進における民間団体等の役割

地域における子どもの読書活動を推進するためには、民間団体やNPOはもとより、多くの県民による様々な支援が大きな役割を担っています。

民間団体や読書活動を支援する住民、大学・高校生等が子ども文庫や読み聞かせ、紙芝居など、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供し、地域に根ざした多彩な活動を行うことが期待されています。

(2) 民間団体等への具体的な支援

① 民間団体等の活動支援

- 県立図書館は、読み聞かせやブックトーク等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書に対し、研修を実施し、市町村での子どもの読書活動の活性化を図ります。
- 学校等で読み聞かせをするボランティアのために、読み聞かせに関する情報をホームページ上で紹介します。
- 家庭・読書ボランティア団体等との情報交換を行い、活動の情報発信を支援します。
- 地域の団体が絵本の読み聞かせ会などの読書活動を推進するために「子どもゆめ基金」⁶の助成を紹介し、民間団体の活動を支援します。

② 子どもの読書活動ネットワークの支援

- 市町村立図書館等とともに、民間団体及び関係機関の連携・協力、情報交換の促進を図ります。
- 民間団体等の主体的な取組ができるための環境づくりに努めます。
- 県内の企業等と連携・協力を図り子どもの読書活動の推進に努めます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園・保育所等】

(1) 子どもの読書活動推進における幼稚園・保育所、認定こども園等の役割

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、ねらいとして「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」ことが挙げられています。教育活動や保育活動、子育て支援活動の一環として、絵本・紙芝居などの読み聞かせや自然体験的な活動における図鑑等の活用等を通して、子どもが読書活動に親しむ機会を提供することが重要です。

⁶ 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

また、幼児期に読書活動の楽しさを体験させるためには、幼稚園教諭や保育士、保育教諭等が読書の意義を十分に理解し、幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を図るとともに、本に触れることができる環境を整備することや、読み聞かせ等の意義や大切さについて保護者に周知・啓発することも大切です。

(2) 具体的な取組

① 読書の楽しさと出会うための工夫

- 幼児が興味を持ち、想像を豊かに広げられるような読み聞かせの題材選びや方法の工夫及び集団で楽しむ雰囲気づくりに努めます。
- 幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるような、興味・関心、発達段階、季節や行事との関連等を踏まえた絵本の選定に努めます。
- 絵本を幼児の目の高さに置くなど、幼児が興味をもちやすく、落ち着いて見ることができるよう図書スペースの設置の工夫をします。

② 読書を日常的なものにする工夫

- 絵本等への興味を家庭でも広げ、活かしていけるようにするための保護者への情報提供・助言や絵本等の貸出しを図ります。
- 未就園児の保護者への子育て支援の中で、幼児の読書に対する保護者の理解を深めるための工夫をします。
- 児童生徒からの読み聞かせ等、幼児が絵本等に触れる機会を多様にするための小・中・高等学校との連携を図ります。

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等】

(1) 子どもの読書活動推進における学校の役割

学校における読書活動の推進は、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を形成していく上で大きな役割を担うとともに、家庭や地域における読書活動の充実にも大きな影響力を持っています。児童生徒が読書に親しみ、望ましい読書習慣の形成を通して自らを豊かにし、高めていくことは、豊かな人生を築いていく上で非常に大切なことです。

そのために、学校図書館の整備・活用や読書指導等を通して様々な図書との出会いの機会を設けるとともに、国語科をはじめとする各教科等において自発的な読書につながるような指導を工夫することで、読書の質・量両面の充実を図ることが求められます。

(2) 具体的な取組

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

- 小学校・中学校・高等学校等、各学校段階における読書活動の推進を図ります。

- ・国語をはじめとする各教科等の指導と関連させた読書指導の充実
 - ・全校一斉読書等，児童生徒の読書の時間を確保し，習慣付けを図るための取組の普及
 - ・推薦本の紹介（ブックトーク，読書郵便，本の帯やポップづくり等），書評合戦（ビブリオバトル⁷），読書へのアニメーション⁸等，児童生徒の読書を活性化させる取組の普及
 - ・図書委員会活動の活性化等，児童生徒が読書推進のリーダーとなるための取組の奨励
- 県教育研修センターにおける学校図書館担当教職員研修講座及び各教科・領域の研修講座や，学校図書館研究部の取組等，教職員の指導力向上のための取組を充実させます。
 - 地域の読み聞かせボランティアを活用するなど，学校・家庭・地域との連携の推進を図ります。
- ② 学校関係者の意識高揚
- 子どもの読書活動や学校図書館に関する国・県の施策の周知を図ります。
 - 校内研修等により，読書の意義や指導の工夫に関する全教職員の理解を促進します。
- ③ 特別な教育的支援を必要とする子どもの読書活動の推進
- 特別な教育的支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるように，子どもの実態に応じた選書や環境の工夫，機器の活用等を促します。
 - 視覚障害教育情報ネットワークの活用により，県立点字図書館の点字データをはじめ，学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を推進します。

⁷ ビブリオバトル：書評合戦（ビブリオバトル）の基本的なルールは，以下のとおりである。

- ① 発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。
 - ② 順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。
 - ③ 全ての発表が終了した後に，どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。
- 書評合戦（ビブリオバトル）の効果としては，ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること，自ら本を選ぶ力，語る力が育つこと，読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

⁸ 読書へのアニメーション：スペインのモンセラット・サルト氏らが開発した「子どもの読む力を引き出すメソッド」。1974年ヨーロッパ各国の児童文学関係者，専門家の会議場で子どもの読書離れが話題となり，モンセラット・サルト氏らが20年に渡る試行錯誤を経て，「読書へのアニメーション」を開発した。子どもの発達段階に応じて75の方法がある。

- ④ 「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」
 - 市町村立小学校の4～6年生及び市町村立中学校の1～3年生を対象に、定められた冊数以上の本を読んだ児童生徒に賞状を授与する取組を継続していきます。
 - 「みんなにすすめたい一冊の本」リストの更新作業を進めていきます。
- ⑤ 学校図書館の環境整備の充実
 - 学校図書館のより一層の有効利用を促進します。
 - ・ 国の動向や調査結果、取組事例等の市町村教育委員会や各学校への情報提供
 - 学校図書館資料の整備・充実に努めます。
 - ・ 県立高等学校等の図書館資料の計画的な整備や推薦図書を紹介等
 - ・ 小・中学校の図書館資料の整備・充実について市町村への働きかけ
 - * 「新学校図書館整備5か年計画（平成24～28年度）」の活用促進
- ⑥ 学校司書の配置
 - 市町村及び県立学校への学校図書館法改正の趣旨（学校司書配置の努力義務）の周知及び学校図書館司書配置の働きかけを進めます。

4 図書館間協力等の推進

（1）図書館間協力等の必要性

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館・公民館図書室、学校図書館・図書室、大学図書館等の機関が連携し、図書資料や情報の相互利用を図ることにより、子どもの多様な興味・関心の要求に応えることが求められています。

また、公立図書館・公民館図書室と児童館、保健所、保健センター、学校・幼稚園保育所等の関係機関及び民間団体、地域住民等が協力し、社会全体で子どもの読書活動を推進することが重要です。

（2）具体的な取組

- ① 図書館間の情報ネットワークの活用
 - 茨城県図書館情報ネットワークを活用し、迅速且つ的確なレファレンスサービスの対応や資料の相互貸借がスムーズに行えるよう有効活用を図ります。
- ② 情報交換や運営相談の実施
 - 県立図書館の職員が市町村立図書館等を巡回するなど、情報交換や図書館の運営相談を行い、その内容について情報を提供して共有化を図ります。

③ 研修の充実

- 県立図書館は、市町村立図書館等及び関連機関と協力し、館長をはじめ職員の経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施し、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。

④ 計画的な研修交流

- 県立図書館は、職員の資質・能力の向上を図るため、県立図書館と市町村立図書館等及び大学・学校図書館間の定期的な研修（読書指導等）交流の一層の充実に努めます。

⑤ 子どものレファレンス事例のデータベース化

- 県立図書館と市町村立図書館等が連携・協力して、子どものレファレンス事例をデータベース化し、各館におけるレファレンスサービスの向上を図ります。

5 啓発・広報等の推進

(1) 啓発・広報及び各種情報の収集・提供

県民の子ども読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、啓発・広報活動を行うことが大切です。

「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）等において、県内市町村立図書館、学校等で、その趣旨に沿った事業を実施することを通して、社会全体で読書の意義や重要性について理解を図っていくことが望まれます。

また、子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、県内の公立図書館、学校、民間団体等の取組や図書について様々な情報を収集し、提供することが必要です。

(2) 具体的な取組

① 「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」等における啓発・広報の推進

- 子どもの読書活動の重要性についての理解の浸透を図るため、国の広報事業と連携して、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」（10月27日）について、県民に対し、周知・啓発に努めます。
- 本の魅力を伝えるために有効な知的書評合戦（ビブリオバトル）等の活動を通して啓発に努めます。

② ホームページを活用した情報提供

- 学校、公立図書館、民間団体等の先進的な取組や子どもの読書活動に関する事業とその効果について、ホームページ等を活用した情報の提供に努めます。

③ 広報紙等による事業紹介

- 広報紙やホームページ等，様々なメディアを通じて，子どもの読書活動の推進に関する事業を紹介するとともに，読書の楽しさや重要性について理解の浸透を図り，事業への参加を促進します。
- 子どもの読書活動の推進に向け，公立図書館等が学校や読書団体などそれぞれの分野に積極的に事業の情報を発信するよう取り組みます。

④ 優良な図書の普及

- 青少年が多くの優良な図書に接することは，その健やかな成長においてとても大切なことです。県では，図書の内容が青少年の健全育成のために特に有益と認められるものについては，茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成 21 年茨城県条例第 35 号）第 12 条の規定に基づき，優良図書として推奨しています。

このような優良な図書は，子どもの読書活動の推進を図る上で有効です。学校や県内市町村図書館等にリストを配布することで，優良な図書を家庭・地域に周知・普及を図ります。

6 数値目標の設定

本計画の策定にあたり，数値目標を設定し，子どもの読書活動を推進するとともに，その達成状況を把握し，計画の進行管理を行います。

公立図書館における児童一人あたりの貸出冊数		市町村のブックスタート事業の実施数		市町村の「子ども読書活動推進計画」策定数	
平成 25 年度	平成 31 年度	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 25 年度	平成 31 年度
8.5冊	9.1冊	29市	32市	22市	32市
		4町村	8町村	3町村	8町村

※ 国の基準に従い，市においては 100%，町村においては 70%以上を目指す。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制

(1) 県の推進体制

学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者等からなる「いばらき子ども読書推進会議」を設置し、読書活動推進のための普及・啓発、関係機関との連携・協力に関することについて協議をし、効果的な推進が図られるよう努めます。なお、「いばらき子ども読書推進会議」は、同様の構成員をもつ茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議や図書館協議会等に代替して実施することで、様々な専門家からの丁寧な協議の実施を図ります。

また、必要に応じてワーキンググループを設置し、いばらき子ども読書活動推進計画の策定及び進行管理に関することを協議します。ワーキンググループは、茨城県教育委員会関係各課等の担当者をもって構成します。

(2) 市町村の推進体制

子どもの読書活動においては、市町村の果たす役割が重要であることから、県と市町村がそれぞれの役割を担うとともに、市町村相互の連携・協力体制の整備が積極的に推進されるよう働きかけます。

(3) 民間団体との連携・協力

県内で活動している民間読書ボランティア団体等の主体的な活動を促進するとともに、読書活動の意義や重要性を学ぶ機会が増えるよう関係機関との連携を図ります。

2 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

<資料編>

- 1 参考データ
- 2 いばらき子ども読書活動推進会議設置要項
- 3 茨城県内「子ども読書活動推進計画」「ブックスタート」状況一覧
- 4 全国における「市町村子ども読書活動推進計画」
策定状況
- 5 施設一覧
 - (1) 公立図書館一覧
 - (2) 公民館図書室一覧
 - (3) 児童館一覧
- 6 関係法令
 - (1) 子どもの読書活動の推進に関する法律
 - (2) 文字・活字文化振興法
 - (3) 学校図書館法
 - (4) 学校図書館法の一部を改正する法律

1 参考データ

(1) 全校一斉の読書活動を実施している学校

項目	小学校 (549校)	中学校 (231校)
1. 全校一斉の読書活動に取り組んでいる	541校 (98.5%)	220校 (95.2%)
2. 1を朝の始業前に実施している	527校 (96.0%)	215校 (93.1%)

平成24年度学校図書館の現状に関する調査 文部科学省

(2) 「みんなにすすめたい一冊の本」を活用した読書状況

	小学校 (4, 5, 6年生)				中学校 (1, 2, 3年生)			
	県教育長賞		知事賞		県教育長賞		知事賞	
	50冊を読んだ児童数	%	300冊を読んだ児童数	%	30冊を読んだ児童数	%	150冊を読んだ児童数	%
平成22年度	50,501	59.7	4,476	5.3	12,287	15.3	943	1.2
平成24年度	53,950	65.0	4,780	5.8	13,241	16.5	1,102	1.4

義務教育課調査

(3) 公立小学校における学校図書館図書標準の達成状況

()は全国平均

	100%	75~100%	75%未満
平成22年度	57.3% (50.6%)	32.0%	10.7%
平成24年度	65.6% (56.8%)	25.3%	9.1%

平成22年度, 平成24年度学校図書館の現状に関する調査 文部科学省

(4) 公立中学校における学校図書館図書標準の達成状況

()は全国平均

	100%	75~100%	75%未満
平成22年度	42.9% (42.7%)	36.5%	20.6%
平成24年度	53.2% (47.5%)	32.9%	13.9%

平成22年度, 平成24年度学校図書館の現状に関する調査 文部科学省

(5) 公立小学校における司書教諭発令状況 (発令率)

()は全国平均

	12学級以上の学校	11学級以下の学校
平成22年度	100.0% (99.7%)	81.9% (21.4%)
平成24年度	100.0% (99.8%)	79.1% (23.9%)

平成22年度, 平成24年度学校図書館の現状に関する調査 文部科学省

(6) 公立中学校における司書教諭発令状況(発令率)

()は全国平均

	12学級以上の学校	11学級以下の学校
平成22年度	100.0%(99.0%)	82.0%(23.7%)
平成24年度	100.0%(99.2%)	88.0%(26.0%)

平成22年度,平成24年度学校図書館の現状に関する調査 文部科学省

(7) 公立高等学校における司書教諭発令状況(発令率)

()は全国平均

	12学級以上の学校	11学級以下の学校
平成22年度	100.0%(98.4%)	47.6%(21.0%)
平成24年度	100.0%(99.2%)	27.3%(23.9%)

平成22年度,平成24年度学校図書館の現状に関する調査 文部科学省

(8) 市町村立図書館の整備状況

区分	市町村数	設置市町村数	館数	未設置市町村数
市	32	31	55※	1
町	10	5	5	5
村	2	1	1	1
計	44	37	61※	7

(平成26年4月1日現在)

※ 分館含む(鹿嶋市大野,かすみがうら市千代田,神栖市うずも,土浦市三中地区,都和,神立地区,新治地区7館)

(9) 全国との比較

区分	市町村数	設置市町村数	設置率	備考
全国	1,741	1,306	74.2%	
本県	44	37	84.1%	全国第20位

(平成25年4月1日現在 「日本の図書館2013」より)

2 いばらき子ども読書活動推進会議設置要項

(趣旨)

第1条 いばらき子ども読書活動推進計画(平成16年3月策定)第4章の1の規定に基づき、県内の総合的な子どもの読書活動の推進に向け、学校、市町村、民間団体等との具体的な連携・協力を図るため、いばらき子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議では、次のことを行う。

- (1) 読書活動推進計画策定に関すること。
- (2) 読書活動推進のための普及・啓発に関すること。
- (3) 読書活動推進のため、関係機関との連携・協力に関すること。
- (4) その他

(構成員)

第3条 推進会議の構成員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者等をもって組織し、会議の内容に応じて招集するものとする。

また、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(ワーキンググループ)

第4条 ワーキンググループは、子ども読書に関する茨城県教育委員会関係各課等の担当者をもって構成する。

2 ワーキンググループは、いばらき子ども読書活動推進計画の策定事務及び進行管理に関することを協議し、その結果を推進会議に報告する。

(会議)

第5条 推進会議は、県教育庁生涯学習課長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、県教育庁生涯学習課におく。

(委任)

第7条 推進会議は、第3条の構成員を持つ他の会議に代えることができる。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要事項は、事務局で別に定める。

付 則

この要項は、平成17年2月7日から実施する。

付 則

この要項は、平成17年6月1日から実施する。

付 則

この要項は、平成18年6月19日から実施する。

改 正

この要項は、平成24年3月1日から実施する。

3 茨城県内「子ども読書活動推進計画」「ブックスタート」状況一覧

(平成26年4月1日現在)

地区	市町村名	推進計画（策定済み）	ブックスタート実施市町村
水戸地区	1 水戸市		○
	2 笠間市	○	○
	3 ひたちなか市	○	○
	4 常陸大宮市		○
	5 那珂市	○	○
	6 小美玉市		○
	7 茨城町		○
	8 大洗町		
	9 城里町		
	10 東海村	○	○
	11 大子町		
県北地区	12 日立市	○	○
	13 常陸太田市		○
	14 高萩市		○
	15 北茨城市		○
鹿行地区	16 鹿嶋市	○	○
	17 潮来市	○	
	18 神栖市	○	○
	19 行方市	○	○
	20 鉾田市	○	○
県南地区	21 土浦市	○	○
	22 石岡市		○
	23 龍ヶ崎市	○	○
	24 取手市	○	○
	25 牛久市	○	○
	26 つくば市	○	○
	27 守谷市	○	○
	28 稲敷市		○
	29 かすみがうら市	○	○
	30 つくばみらい市	○	○
	31 美浦村		
	32 阿見町	○	○
	33 河内町		
	34 利根町		○
県西地区	35 古河市		○
	36 結城市	○	○
	37 下妻市	○	
	38 筑西市	○	○
	39 坂東市	○	○
	40 桜川市		
	41 常総市	○	○
	42 八千代町	○	
	43 五霞町		
	44 境町		

市	32	22	29
町	10	2	3
村	2	1	1
	44	25	33

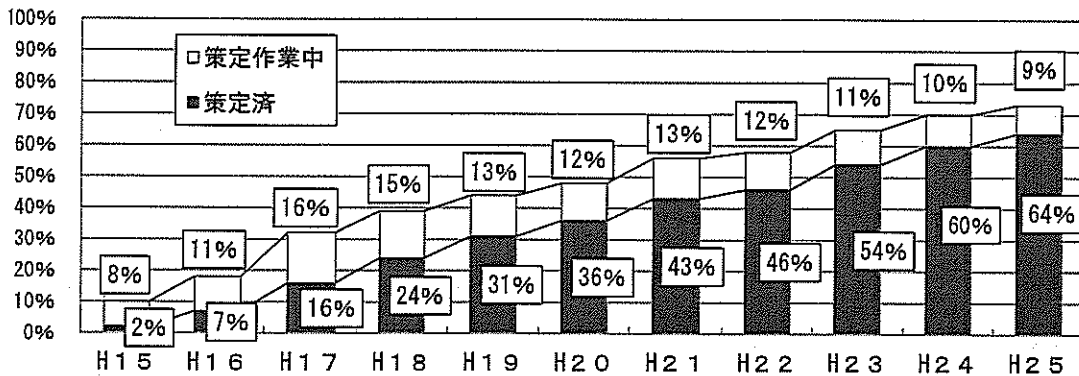
4 全国における「子ども読書活動推進計画」策定状況

(1) 市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況

(平成26年3月31日現在)

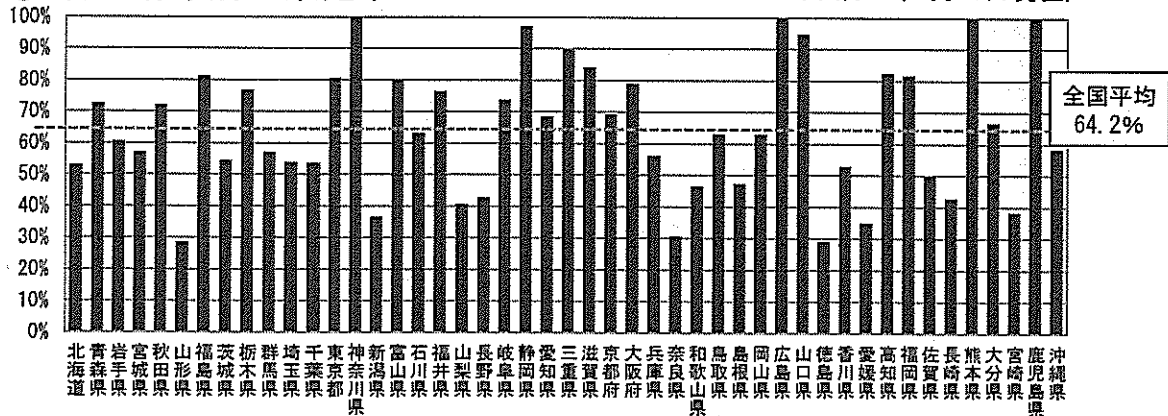
	市町村数	割合
○ 策定済の市町村	1,119	64.2%
○ 策定作業を進めている市町村	152	8.7%
○ 策定の検討をしている市町村	239	13.7%
○ 策定予定のない市町村	232	13.3%

① 策定率の推移



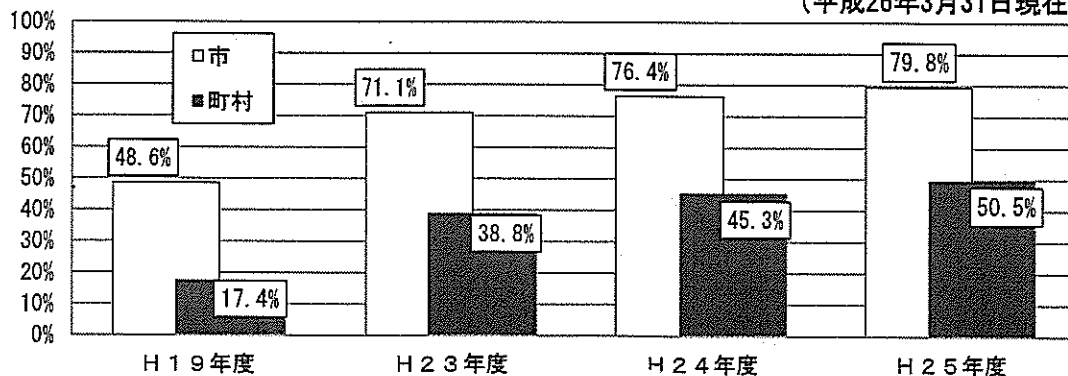
② 都道府県別の策定率

(平成26年3月31日現在)



(2) 市・町村別の子ども読書活動推進計画策定率

(平成26年3月31日現在)



市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査(平成26年3月31日現在)

	域内の 市町村数	策定済	割合(%)	策定 作業中	割合(%)	検討中	割合(%)	策定の予 定無し	割合(%)
1 北海道	179	95	53.1	26	14.5	39	21.8	19	10.6
2 青森県	40	29	72.5	0	0.0	3	7.5	8	20.0
3 岩手県	33	20	60.6	2	6.1	4	12.1	7	21.2
4 宮城県	35	20	57.1	1	2.9	6	17.1	8	22.9
5 秋田県	25	18	72.0	6	24.0	0	0.0	1	4.0
6 山形県	35	10	28.6	15	42.9	6	17.1	4	11.4
7 福島県	59	48	81.4	5	8.5	1	1.7	5	8.5
8 茨城県	44	24	54.5	7	15.9	8	18.2	5	11.4
9 栃木県	26	20	76.9	4	15.4	1	3.8	1	3.8
10 群馬県	35	20	57.1	4	11.4	5	14.3	6	17.1
11 埼玉県	63	34	54.0	1	1.6	10	15.9	18	28.6
12 千葉県	54	29	53.7	2	3.7	12	22.2	11	20.4
13 東京都	62	50	80.6	0	0.0	4	6.5	8	12.9
14 神奈川県	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15 新潟県	30	11	36.7	8	26.7	4	13.3	7	23.3
16 富山県	15	12	80.0	1	6.7	2	13.3	0	0.0
17 石川県	19	12	63.2	0	0.0	3	15.8	4	21.1
18 福井県	17	13	76.5	1	5.9	3	17.6	0	0.0
19 山梨県	27	11	40.7	0	0.0	6	22.2	10	37.0
20 長野県	77	33	42.9	6	7.8	7	9.1	31	40.3
21 岐阜県	42	31	73.8	6	14.3	5	11.9	0	0.0
22 静岡県	35	34	97.1	0	0.0	1	2.9	0	0.0
23 愛知県	54	37	68.5	3	5.6	7	13.0	7	13.0
24 三重県	29	26	89.7	1	3.4	1	3.4	1	3.4
25 滋賀県	19	16	84.2	3	15.8	0	0.0	0	0.0
26 京都府	26	18	69.2	5	19.2	1	3.8	2	7.7
27 大阪府	43	34	79.1	0	0.0	9	20.9	0	0.0
28 兵庫県	41	23	56.1	5	12.2	9	22.0	4	9.8
29 奈良県	39	12	30.8	4	10.3	8	20.5	15	38.5
30 和歌山県	30	14	46.7	2	6.7	7	23.3	7	23.3
31 鳥取県	19	12	63.2	3	15.8	3	15.8	1	5.3
32 島根県	19	9	47.4	3	15.8	3	15.8	4	21.1
33 岡山県	27	17	63.0	3	11.1	4	14.8	3	11.1
34 広島県	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
35 山口県	19	18	94.7	0	0.0	0	0.0	1	5.3
36 徳島県	24	7	29.2	1	4.2	8	33.3	8	33.3
37 香川県	17	9	52.9	0	0.0	4	23.5	4	23.5
38 愛媛県	20	7	35.0	1	5.0	9	45.0	3	15.0
39 高知県	34	28	82.4	3	8.8	3	8.8	0	0.0
40 福岡県	60	49	81.7	9	15.0	2	3.3	0	0.0
41 佐賀県	20	10	50.0	0	0.0	6	30.0	4	20.0
42 長崎県	21	9	42.9	2	9.5	6	28.6	4	19.0
43 熊本県	45	45	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
44 大分県	18	12	66.7	6	33.3	0	0.0	0	0.0
45 宮崎県	26	10	38.5	1	3.8	10	38.5	5	19.2
46 鹿児島県	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
47 沖縄県	41	24	58.5	2	4.9	9	22.0	6	14.6
合計/平均	1,742	1,119	64.2	152	8.7	239	13.7	232	13.3

都道府県における子ども読書活動推進計画の策定状況(平成26年3月31日現在)

No	都道府県名	第一次計画策定年月	第二次計画策定年月	第三次計画の策定又は予定年月
1	北海道	平成15年11月	平成20年3月	平成25年3月
2	青森県	平成16年3月	平成22年3月	平成27年3月予定
3	岩手県	平成16年3月	平成21年6月	平成26年6月予定
4	宮城県	平成16年3月	平成21年4月	平成26年4月予定
5	秋田県	平成14年11月	平成20年9月	平成23年3月
6	山形県	平成18年2月	平成23年12月	平成28年度予定
7	福島県	平成16年3月(平成20年3月)※	平成22年3月	平成27年3月予定
8	茨城県	平成16年3月	平成22年1月	平成27年3月予定
9	栃木県	平成16年2月	平成21年3月	平成26年3月
10	群馬県	平成16年3月	平成22年3月	平成27年3月予定
11	埼玉県	平成16年3月	平成21年3月	平成26年7月予定
12	千葉県	平成15年3月	平成22年3月	平成27年3月予定
13	東京都	平成15年3月	平成21年3月	—
14	神奈川県	平成16年1月	平成21年7月	平成26年4月予定
15	新潟県	平成16年3月	平成21年3月	—
16	富山県	平成15年12月	平成21年3月	平成26年3月
17	石川県	平成16年3月	平成21年5月	平成26年4月予定
18	福井県	平成15年4月	平成22年3月	平成28年3月予定
19	山梨県	平成17年3月	平成24年3月	—
20	長野県	平成16年4月	平成21年3月	平成26年12月予定
21	岐阜県	平成16年3月	平成22年3月	平成27年3月予定
22	静岡県	平成16年1月(平成20年2月)※	平成23年3月(平成26年4月予定)※	—
23	愛知県	平成16年3月	平成21年9月	平成26年3月
24	三重県	平成16年3月	平成21年11月	平成26年11月予定
25	滋賀県	平成17年2月	平成22年3月	平成26年度予定
26	京都府	平成16年3月	平成22年1月	平成27年1月予定
27	大阪府	平成15年1月	平成23年3月	—
28	兵庫県	平成16年3月	平成21年9月	平成26年度予定
29	奈良県	平成15年7月	平成23年2月	—
30	和歌山県	平成16年3月	平成21年3月	平成26年3月
31	鳥取県	平成16年4月	平成21年3月	平成26年3月
32	島根県	平成16年3月	平成21年3月	平成26年度予定
33	岡山県	平成15年3月	平成20年3月	平成25年3月
34	広島県	平成15年11月	平成21年2月	平成26年2月
35	山口県	平成16年10月	平成21年3月	平成26年3月
36	徳島県	平成15年11月	平成21年3月	平成26年7月予定
37	香川県	平成15年7月	平成20年2月	平成24年12月
38	愛媛県	平成16年3月	平成21年3月	平成26年3月
39	高知県	平成18年11月	平成23年10月	—
40	福岡県	平成16年2月	平成22年3月	平成28年3月予定
41	佐賀県	平成16年7月	平成26年度予定	—
42	長崎県	平成16年2月	平成20年12月	平成26年1月
43	熊本県	平成16年7月	平成21年3月	平成26年2月
44	大分県	平成16年2月	平成21年3月	平成26年3月
45	宮崎県	平成16年3月	平成23年3月	平成28年3月予定
46	鹿児島県	平成16年2月	平成21年3月	平成26年1月
47	沖縄県	平成16年3月	平成21年3月	平成26年3月

注1) ※ () カッコ内は中間見直し年月

注2) 「—」は策定予定が未定なところ

5 施設一覧

(1) 公立図書館一覧

(H26.4.1 現在)

No.	館名	所在地	電話	F A X
1	茨城県立図書館	水戸市三の丸 1-5-38	029-221-5569	029-228-3583
2	水戸市立中央図書館	水戸市大町 3-3-20	029-226-3951	029-225-2769
3	水戸市立東部図書館	水戸市元吉田町 1973-27	029-248-4051	029-248-2405
4	水戸市立西部図書館	水戸市堀町 2311-1	029-255-5651	029-255-5669
5	水戸市立見和図書館	水戸市見和 2-500-2	029-350-2051	029-350-2751
6	水戸市立常澄図書館	水戸市大串町 2134	029-269-1751	029-269-1139
7	水戸市立内原図書館	水戸市内原町 1497-16	029-291-6451	029-259-6810
8	日立市立記念図書館	日立市幸町 1-21-1	0294-24-7714	0294-24-7977
9	日立市立多賀図書館	日立市末広町 1-1-4	0294-33-2655	0294-36-3339
10	日立市立十王図書館	日立市十王町友部 202-1	0294-20-2345	0294-20-2346
11	日立市立南部図書館	日立市久慈町 3-24-1	0294-29-1125	0294-53-0706
12	土浦市立図書館	土浦市文京町 9-2	029-822-3389	029-822-3316
13	土浦市立図書館三中地区分館	土浦市中村南四丁目 8-14	029-843-8434	—
14	土浦市立図書館都和分館	土浦市並木五丁目 4824-1	029-832-1667	—
15	土浦市立図書館神立地区分館	土浦市神立町 682-54	029-833-1296	—
16	土浦市立図書館新治地区分館	土浦市藤沢 982	029-896-6465	—
17	古河市古河図書館	古河市東三丁目 7-19	0280-32-5299	0280-32-9521
18	古河市三和図書館	古河市仁連 2042-1	0280-75-1511	0280-75-1510
19	石岡市立中央図書館	石岡市若宮 1-6-31	0299-24-1507	0299-24-1508
20	ゆうき図書館	結城市国府町 1-1-1	0296-34-0150	0296-34-0120
21	龍ヶ崎市立中央図書館	龍ヶ崎市馴馬町 2630	0297-64-2202	0297-64-6239
22	下妻市立図書館	下妻市大字砂沼新田 35-1	0296-43-8811	0296-43-8855
23	常総市立図書館	常総市水海道天満町 1606	0297-23-5556	0297-23-5557
24	常陸太田市立図書館	常陸太田市中城町 3282	0294-72-5555	0294-72-3525
25	高萩市立図書館	高萩市高萩 8-1	0293-23-7174	0293-22-4613
26	北茨城市立図書館	北茨城市磯原町本町 1-4-2	0293-42-1451	0293-43-4723
27	笠間市立笠間図書館	笠間市石井 2023-1	0296-72-5046	0296-72-5743
28	笠間市立友部図書館	笠間市平町 2084	0296-78-1200	0296-78-3683
29	笠間市立岩間図書館	笠間市下郷 5140	0299-45-2082	0299-45-8210
30	取手市立取手図書館	取手市取手 1-12-16	0297-74-8361	0297-74-8398
31	取手市立ふじしろ図書館	取手市藤代 415	0297-70-8181	0297-70-8182

No.	館名	所在地	電話	F A X
32	牛久市立中央図書館	牛久市柏田町 3304-1	029-871-1400	029-873-5374
33	つくば市立中央図書館	つくば市吾妻 2-8	029-856-4311	029-856-6277
34	ひたちなか市立中央図書館	ひたちなか市元町 5-3	029-273-2247	029-274-5071
35	ひたちなか市立那珂湊図書館	ひたちなか市鍛冶屋窪 3566	029-263-5499	029-263-2592
36	ひたちなか市立佐野図書館	ひたちなか市高場 1362-1	029-270-3811	029-202-0760
37	鹿嶋市立中央図書館	鹿嶋市宮中 2398-1	0299-83-2510	0299-83-2529
38	鹿嶋市立中央図書館大野分館	鹿嶋市津賀 1919-1	0299-69-1114	0299-90-4180
39	潮来市立図書館	潮来市牛堀 289	0299-80-3311	0299-64-5880
40	守谷中央図書館	守谷市大柏 937-2	0297-45-1000	0297-45-7500
41	常陸大宮市立図書情報館	常陸大宮市中富町 3135-6	0295-53-7300	0295-53-7301
42	那珂市立図書館	那珂市菅谷 2995-1	029-352-1177	029-352-1178
43	筑西市立中央図書館	筑西市下岡崎 1-11-1	0296-24-3530	0296-20-1008
44	筑西市立明野図書館	筑西市海老ヶ島 2120-7	0296-52-2466	0296-52-4648
45	坂東市立岩井図書館	坂東市岩井 5082	0297-36-1300	0297-36-1301
46	坂東市立猿島図書館	坂東市山 2726	0280-88-8700	0280-82-1111
47	稲敷市立図書館	稲敷市八千石 18-1	0299-79-3111	0299-79-3113
48	かすみがうら市立図書館	かすみがうら市深谷 3719-1	029-897-0647	029-897-0385
49	かすみがうら市立図書館千代田分館	かすみがうら市上佐谷 991-5	0299-59-5252	0299-59-5253
50	神栖市立中央図書館	神栖市大野原四丁目 8-1	0299-92-3746	0299-93-0946
51	神栖市立うずも図書館	神栖市知手中央七丁目 1-6	0299-90-5302	0299-96-9696
52	行方市立図書館	行方市玉造乙 1175	0299-55-1495	0299-55-3452
53	銚田市立図書館	銚田市銚田 1444-1	0291-33-2020	0291-33-4799
54	つくばみらい市立図書館	つくばみらい市福田 623	0297-58-3710	0297-58-3767
55	小美玉市立小川図書館	小美玉市小川 1664-2	0299-58-5828	0299-37-1371
56	小美玉市立玉里図書館	小美玉市高崎 291-3	0299-26-9111	0299-26-9261
57	茨城町立図書館	東茨城郡茨城町小堤 1037-1	029-240-7131	029-240-7132
58	城里町立桂図書館	東茨城郡城里町阿波山 173-2	029-289-4946	029-289-4270
59	東海村立図書館	那珂郡東海村船場 768	029-282-3435	029-282-0224
60	阿見町立図書館	稲敷郡阿見町若栗 1838-24	029-887-6331	029-887-9268
61	八千代町立図書館	結城郡八千代町菅谷 561-1	0296-48-4646	0296-48-4647
62	利根町図書館	北相馬郡利根町下曾根 278-1	0297-68-8868	0297-68-2499

(2) 公民館図書室一覧

(H26. 4. 1 現在)

No.	館名	所在地	電話
1	大洗町中央公民館	東茨城郡大洗町磯浜町 6881-88	029-267-0230
2	大子町中央公民館	久慈郡大子町池田 2716-2	0295-72-6123
3	美浦村中央公民館	稲敷郡美浦村受領 1460-1	029-885-4451
4	河内町中央公民館	稲敷郡河内町長竿 3689-1	0297-84-2843
5	桜川市岩瀬中央公民館	桜川市東桜川 1-21-1	0296-75-0344
6	真壁伝承館	桜川市真壁町真壁 198	0296-55-0159
7	桜川市大和中央公民館	桜川市羽田 1028-1	0296-58-7117
8	五霞町中央公民館	猿島郡五霞町小福田 148-1	0280-84-1460
9	境町中央公民館	猿島郡境町 395-1	0280-81-1340

※ 本一覧は、図書館未設置市町村におけるものである。

(3) 児童館一覧

	施設の名称	郵便番号	所在地	TEL
1	茨城県立児童センターこどもの城	311-1301	東茨城郡大洗町磯浜町 8249-4	029 (266) 3044
2	水戸市立水戸市ふれあいの館	310-0853	水戸市平須町 1824-243	029 (243) 8940
3	日立市かしま児童館 (児童センター)	317-0071	日立市鹿島町 2-4-10	0294 (22) 5581
4	日立市すえひろ児童館	316-0006	日立市末広町 1-1-6	0294 (34) 1912
5	土浦市都和児童館	300-0007	土浦市板谷 2-712-9	029 (832) 3112
6	土浦市ポプラ児童館	300-0836	土浦市烏山 2-530-394	029 (841) 3212
7	土浦市立新治児童館	300-4102	土浦市本郷 347-1	029 (862) 4403
8	石岡市立児童館	315-0013	石岡市府中 5-7-33	0299 (22) 3858
9	石岡市立石岡市立児童センター	315-0083	石岡市旭台 3-9-21	0299 (26) 3678
10	常総市立水海道児童センター	303-0034	常総市天満町 4678	0297 (23) 1902
11	常総市立三坂児童館	300-2506	常総市三坂町 402-1	0297 (22) 7937
12	笠間市児童館	309-1734	笠間市南友部 1966-1	0296 (77) 8340
13	つくば市立竹園東児童館	305-0032	つくば市竹園 3-18-1	029 (851) 5802
14	つくば市立並木児童館	305-0044	つくば市並木 4-2-3	029 (851) 5331
15	つくば市立吾妻西児童館	305-0031	つくば市吾妻 2-5-4	029 (851) 8141
16	つくば市立栄児童館	305-0017	つくば市横町 127-4	029 (857) 4206
17	つくば市立九重児童館	305-0023	つくば市上ノ室 2094	029 (857) 4631
18	つくば市立吾妻東児童館	305-0031	つくば市吾妻 4-12	029 (852) 7858
19	つくば市立桜南児童館	305-0044	つくば市並木 4-7-3	029 (858) 0791
20	つくば市立手代木南児童館	305-0035	つくば市松代 4-15-1	029 (852) 0670
21	つくば市立小田児童館	300-4223	つくば市小田 2410	029 (867) 1190
22	つくば市立二の宮児童館	305-0051	つくば市二の宮 4-9-2	029 (855) 6091
23	つくば市立竹園西児童館	305-0032	つくば市竹園 2-19-2	029 (852) 5039
24	つくば市立吉沼児童館	300-2617	つくば市吉沼 814-1	029 (865) 2070
25	つくば市立松代児童館	305-0035	つくば市松代 2-21-2	029 (855) 6110
26	つくば市立谷田部児童館	305-0861	つくば市谷田部 4715	029 (836) 0611
27	つくば市立上郷児童館	300-2645	つくば市上郷 2270-1	029 (847) 5546
28	つくば市立東児童館	305-0046	つくば市東 2-24-1	029 (851) 4801

	施設の名称	郵便番号	所在地	TEL
29	つくば市立荃崎児童センター	300-1255	つくば市小荃 1793	029(840) 1321
30	つくば市立大曾根児童館	300-3253	つくば市大曾根 4 4 7 - 3	029(864) 0181
31	つくばみらい市小絹児童館	300-2436	つくばみらい市絹の台 3-1-4	0297(25) 2151
32	ひたちなか市立那珂湊児童館	311-1223	ひたちなか市海門町 1-6-9	029(263) 2492
33	守谷市立南守谷児童センター ミ・ナーデ	302-0128	茨城県守谷市けやき台 4-5-1	0297(21) 1224
34	守谷市市民交流プラザ北守谷児童センター	302-0119	茨城県守谷市御所ヶ丘 5-25-1	0297(45) 2278
35	坂東市立坂東市児童福祉センター	306-0631	坂東市岩井 4326-1	0297(35) 8844
36	かすみがうら市立稲吉児童館	315-0054	かすみがうら市稲吉 2-6-5	029(832) 1022
37	かすみがうら市立大塚児童館	315-0052	かすみがうら市下稲吉 1868-22	0299(59) 4088
38	かすみがうら市立新治児童館	315-0073	かすみがうら市西野寺 51-1	0299(22) 2125
39	神栖市立大野原児童館	314-0128	神栖市大野原中央 3-4-21	0299(92) 7192
40	神栖市立うずも児童館	314-0112	神栖市知手中央 3-10-32	0299(96) 5069
41	神栖市立軽野児童館	314-0121	神栖市溝口 5821	0299(97) 0360
42	神栖市立平泉児童センター	314-0146	神栖市平泉 2783-3	0299(93) 8820
43	神栖市立波崎西児童館	314-0408	神栖市波崎 5105-1	0479(44) 8788
44	神栖市女性・子どもセンター	314-0343	神栖市土合本町 3-9809-14	0479(48) 1112
45	神栖市立若松児童館	311-1523	神栖市太田新町 1-1-3	0479(46) 1055
46	社会福祉法人東海村社会福祉協議会児童センター	319-1112	那珂郡東海村村松 2005	029(306) 1017
47	美浦村立大谷時計台児童館	300-0425	稲敷郡美浦村大字興津 324	029(885) 0597
48	美浦村立木原城山児童館	300-0421	稲敷郡美浦村大字木原 1578-5	029(885) 1064
49	阿見町立学校区児童館	300-0332	稲敷郡阿見町中央 1-3-4	029(887) 4093
50	阿見町立二区児童館	300-0341	稲敷郡阿見町うずら野 1-29-11	029(843) 3282
51	五霞町立ごか西児童館	306-0313	猿島郡五霞町元栗橋 916-5	0280(84) 2321
52	五霞町立ごか南児童館	306-0306	猿島郡五霞町原宿台 4-25-9	0280(84) 3456

6 関係法令

(1) 子ども読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた

め、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子どもの読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（平成 13 年 12 月 12 日公布）

(2) 文字・活字文化振興法

平成十七年七月二十九日 法律第九十一号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果につ

いての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(3) 学校図書館法

昭和二十八年八月八日法律第百八十五号
最終改正：平成二六年六月二七日法律第九三号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受け

て行う。

- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十四年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三〇日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 （平成二六年六月二七日法律第九三号）

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（事項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成 26 年 6 月 27 日 交付

平成 27 年 4 月 1 日 施行

いばらき子ども読書活動推進計画（第三次推進計画）

平成 27 年 3 月

発行 茨城県教育庁生涯学習課
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
電話 (029) 301-5318

